平成２２年（フ）第５号
鳥取県鳥取市浜坂５丁目１番３―201号　県住３―201号
債務者　鈴木久美子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６号
鳥取県鳥取市田園町３丁目382番地、旧住所　鳥取県鳥取市西品治605番地
債務者　安田　由紀（旧姓中原）
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３号
鳥取県米子市諏訪124番地11
債務者　湯原　美佳
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１５号
鳥取県西伯郡大山町上萬455番地
債務者　諸遊　秀夫
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第２２号
鳥取県米子市東山町68番地
債務者　藤井　純一
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１８９５号
広島市西区庚午北１丁目17番18―107号
債務者　佐貫　順司
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２１２号
広島市中区白島九軒町14番５―403号
債務者　大瀧　昌秀
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９７号
広島市中区舟入中町12番31―804号
債務者　永光　恵子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７４２号
愛媛県松山市星岡５丁目14番36号
債務者　橘　　景子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１２８号
愛媛県四国中央市妻鳥町766番地の３
債務者　本田真喜夫
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１２９号
愛媛県新居浜市南小松原町９番922番
債務者　藤本　幸惠
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１５８号
愛媛県西条市小松町新屋敷甲353番地３
債務者　眞鍋　　實
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第２号
長崎県五島市富江町富江256番地
債務者　石司　早苗
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２２年（フ）第５４号
大分市大字政所2223番地の20　コーポ大塚303
債務者　田内　義行
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２４０号
宮崎県都城市山田町山田9115番地１、前住所　鹿児島市小松原１丁目57番１―1207号
債務者　福重千恵子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２９号
宮崎県都城市都原町3072番地７、前住所宮崎県都城市南横市町3806番地３
債務者　小山角太郎
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第３３１号
宮崎県延岡市平原町３丁目2606番地２
債務者　牧野　節子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
宮崎地方裁判所延岡支部